

※本要領案は令和7年度予算の成立の状況により、
内容に変更が生じる可能性がありますので、予め御了承ください

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（一部抜粋）

制定

19 生産第 9424 号

平成 20 年 3 月 31 日

農林水産省生産局長通知

最終改正 令和●年●月●日付け 6 農振第●号

第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容

要綱第4第2項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、その詳細については、第3に定める別記1から別記9までに掲げるとおりとする。

1 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第3の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の1の（1）の整備を行う事業（以下「整備事業」という。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動、実施隊員確保のための人材育成活動及び効果的な対策の実践に向けた集落点検体制の構築・強化への支援を実施する事業とする。

3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針（平成 26 年環境省告示第 133 号）における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害の防止を目的とした広域な捕獲活動（以下「広域捕獲活動（個体数調整）」という。）、広域捕獲活動（個体数調整）を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月 26 日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

5 シカ・クマ特別対策等事業

シカ等の生息域の拡大に対応するため、個体数を減らすための捕獲対策等を実施する事業とする。

また、農業被害や農業者の人身被害低減のため、農地周辺等におけるクマの捕獲対策等を実施する事業とする。

6 スマート捕獲等普及加速化事業

I C T機器及びデータを活用した被害対策の実証を行うモデル地区を整備及び横展開する取組を実施する事業とする。

7 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する事業とする。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

8 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等とのフェア開催、消費者に対してジビエ関連情報の発信等のプロモーションを実施する事業とする。

9 鳥獣被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。

また、大阪・関西万博会場内外において、ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ展示等による情報発信の取組を実施する事業とする。

第3 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記4
- 5 シカ・クマ特別対策等事業：別記5
- 6 スマート捕獲等普及加速化事業：別記6
- 7 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記7
- 8 全国ジビエプロモーション事業：別記8
- 9 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記9

(別記 7)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (7) に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、地方公共団体、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、別記 1 の第 1 の 4 の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

- ①森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（森林）及び広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成するため、鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行う。
- ②地域の鳥獣対策に係る新たな担い手の発掘・育成を図るためのセミナー等を開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。
- ③効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有等を図るための全国検討会を開催する。

ア 地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告

書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、地域リーダー（森林）については全国でフィールド研修会を開催する。また、鳥獣被害対策コーディネーターについては、座学とフィールド研修を主体とし、全国で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 鳥獣被害対策担い手マッチング事業

(ア) 新たな担い手の発掘・育成セミナーの開催

地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保に繋がるよう、野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミナーについて、地域性等を考慮し全国複数箇所で開催し、鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者の発掘・育成を図るとともに、セミナーにおいては、地域の鳥獣被害対策を進める中で人材不足が課題となっている市町村等が参加し、募集情報等を提供しながら、来場者とのマッチングを行う。

(イ) 被害対策技術の習得に係る研修会等の開催

効果的な被害対策と技術の普及推進に向け、地域性等を考慮し全国複数箇所において、I C T等を活用した被害対策技術の習得に係る研修会及びI C T機器の活用等により得られる鳥獣被害対策についてのデータ活用方策に係る事業者等との意見交換会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者や、地域における人材募集及び鳥獣対策に関する専門家等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事

項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b セミナー及び研修会の内容（マッチングを含む。）
- c セミナー及び研修会の開催計画の作成及びセミナーの実施
- d セミナー及び研修会対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

（ア）鳥獣被害対策技術全国検討会の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有のため、全国における鳥獣対策の優良活動事例の紹介、技術等の展示、ポスターセッション等を行う全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）を全国1箇所以上で開催する。

（イ）事業実施体制の検討

（ア）を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 全国検討会の内容
- c 全国検討会の開催計画
- d 全国検討会の周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

（ウ）その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、（イ）の委員会で検討の上、実施することができるものとする。

エ 鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業

（ア）研修コンテンツの作成

効果的な被害対策の実施に向け、鳥獣被害対策に携わる行政関係者等の知見の底上げを図ることを目的として、鳥獣対策の専門的知識に係る研修コンテンツ等の作成を行う。その際、オンデマンドなど全国の行政関係者等が利用しやすい方策を検討するものとする。また、作成した研修コンテンツ等について、地方公共団体等への受講促進を行う。

（イ）事業実施体制の検討

（ア）を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事

項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 必要な研修科目及び内容
- c 研修コンテンツの作成計画
- d 研修コンテンツの受講方法
- e 受講促進方法
- f 事業実施状況の把握
- g その他必要な事項

(2) 利活用技術者育成研修事業

ア ジビエ関係者の知識・技術向上研修

(ア) 研修カリキュラム等の作成

捕獲した鳥獣の利活用を推進するため、知識及び技術を有する者を計画的に育成するための研修カリキュラム及びテキスト等の作成、見直しを行う。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術者を効率的に育成するため、研修会を開催する。

イ ジビエハンター研修

高度な衛生管理に関する知識を有した捕獲者（ジビエハンター）を育成するために、捕獲した鳥獣の有効活用や衛生管理等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討し、実施する。

(ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

(イ) 研修カリキュラムの作成及び見直し

(ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

(エ) 研修対象者への周知方法

(オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(カ) その他必要な事項

ウ ジビエ関係者間の情報交換会の開催

処理施設等のジビエ関係者間の情報交換会を開催する。

(3) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表の採択要件の欄の1に定める者から構成される鳥獣利活

用推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、運営方針を協議するとともに、イ〜エに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

（４）愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業

ジビエを原料とするペットフードの品質を確保するため、処理工程の衛生管理に関する調査等を行い、ジビエ由来のリスクを低減するための手法を検証するとともに、技術ガイドライン等の策定を検討するため、以下の取組を実施する。

ア 検討体制の構築

寄生虫等に関する対策や、ペットフード原料の衛生管理、ペットフード製造等に関する専門家及び臨床獣医師等を構成員とする検討委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

（ア）処理加工施設等における処理工程の調査内容及び調査対象施設の選定

（イ）微生物検査のための検体等の収集方法及び検査項目

（ウ）（イ）の検査結果等を踏まえたリスク低減方法

（エ）（ウ）の内容に係る普及資料及び周知方法

（オ）その他取組に必要な事項

イ 処理加工施設の調査及び微生物等検査

（ア）調査対象施設における現状の把握

ジビエを原料としてペットフード製造を行う事業者及び主としてペットフード向けに原料出荷している処理加工施設について、アの（ア）を踏まえ、搬入された捕獲個体の確認、解体処理、

原料肉、ジビエペットフード製造等に関する作業条件や工程等について現状の取組を把握するための調査を行う。

(イ) 原料肉等の採取及び微生物等検査

イの(ア)のペットフード製造事業者及び原料肉の処理加工施設において、原料肉、最終製品、解体作業に用いた機材等から検体採取し細菌等の検査を行うとともに、イの(ア)で得られた調査内容と併せて結果を整理する。

ウ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、アの検討委員会で検討の上、実施することができるものとする。

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

(2) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表のとおりとする。

3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(1)の事業実施計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の事業実施状況報告と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

4 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

5 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(7-6)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、229,600千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況について

事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2 の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等	

	を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不要又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第 1 号（別記 7 の第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の提出（変更協議）に
ついて

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業、鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 7 の第 4 の 1 の（１）（別記 7 の第 4 の 1 の（２））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	(例1) ①研修カリキュラム及び教材等の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④全国検討会の開催 ⑤報告書等の作成・配布 (例2) ①全国的な検討体制の構築 ②検討会の開催 ③利活用推進に必要な取組 ア 捕獲段階 イ 処理加工段階 ウ 供給段階 エ 消費段階 ④利活用推進に向けた普及啓発 ⑤その他（ ）	円	円	円	
	計				

注：事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業、鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的・成果目標

ア 事業の目的

--

イ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

3 事業の内容

--

4 事業実施スケジュール

取組 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は、3事業の内容と整合をとること。

5 事業完了予定 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額(又は本年度精算額)	備 考
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	
2 自 己 資 金		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額(又は本年度精算額)	備 考
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	
合 計		

注：区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

(3) 事業実施経費

(単位：円)

費 目	合 計
設備備品費	
(内 訳)	
消耗品費	
(内 訳)	
旅 費	
(内 訳)	
謝 金	
(内 訳)	
賃 金	
(内 訳)	
役 務 費	
(内 訳)	
委 託 費	
(内 訳)	
そ の 他	
(内 訳)	
合 計	

7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記7の第4の4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）の
交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記7の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記7の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 〇〇事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業、鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記 8)

全国ジビエプロモーション事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類欄の 2 の (8) に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

- 1 事業の内容（要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (8) 関係）

(1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、ジビエフェアに協賛する飲食店等（以下「協賛飲食店等」という。）を募り、ジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催、周知等

- (ア) ジビエフェアは年 1 回以上（延べ 3 か月程度）開催する。
- (イ) ジビエフェアのポスター等 P R 資材を作成し協賛飲食店等に配布するとともに、ジビエフェアの概要等について SNS やマスメディア、実地イベント等を通じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携し効果的な情報発信を行う。
- (ウ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。

イ 協賛飲食店等の募集、開拓等

- (ア) 協賛飲食店等を募集・把握し、その店舗情報を発信する。
- (イ) 協賛飲食店等の募集に当たっては、ジビエの仕入れや調理方法の注意点等を説明会等の方法で周知する。食肉処理加工施設等の情報について、調査を行い、情報提供に努める。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

ウ ジビエフェアの運営等

- (ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店等や食肉処理加工施設等との連絡調整等適切な運営に努める。
- (イ) 協賛飲食店等に対し、ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状

況やジビエの仕入れに係る課題等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

エ 報告書等

アからウまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエやジビエペットフード、皮革等に関する各地のイベント・店舗情報等の収集やプロモーション動画の作成を行い、消費者等に対し、HPやイベント等を通じて情報を発信する。また、若年層へ向けたプロモーション、ジビエを活用した宿泊施設と連携したツーリズムなどの体験コンテンツの開発等、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方の提案を行う。

イ 報告書等

アの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

(2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表のとおりとする。

3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(1)の事業実施計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の事業実施状況報告と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

4 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（~~8-7~~）に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、90,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施手続

- （1）事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- （2）事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

2 事業実施計画の作成

1の（1）に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の（2）に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、ジビエ等の利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表

全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻	

	訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不要又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第 1 号（別記 8 の第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の提出（変更協議）
について

令和〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）別記 8 の第 4 の 1 の（1）（別記 8 の第 4 の 1 の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
		円	円	円	
	計				

注：事業名の欄には、ジビエフェア開催事業、ジビエ需要拡大・普及推進事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的・成果目標

ア 事業の目的

--

イ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

3 事業の内容

--

4 事業実施スケジュール

取組 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は、3事業の内容と整合をとること。

5 事業完了予定 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額(又は本年度精算額)	備 考
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	
2 自 己 資 金		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額(又は本年度精算額)	備 考
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	
合 計		

注：区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

(3) 事業実施経費

(単位：円)

費 目	合 計
設備備品費	
(内 訳)	
消耗品費	
(内 訳)	
旅 費	
(内 訳)	
謝 金	
(内 訳)	
賃 金	
(内 訳)	
役 務 費	
(内 訳)	
委 託 費	
(内 訳)	
そ の 他	
(内 訳)	
合 計	

7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記8の第4の4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（全国ジビエプロモーション事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第 3 号（別記 8 の第 5 関係）

全国ジビエプロモーション事業
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号
農林水産省生産局長通知）別記 8 の第 5 の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第 1 号に準ずるものとする。